

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第59回）
2. 日 時	平成25年7月23日（火）13:30～14:10
3. 議 案	1. 「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」報告書の提言を踏まえた今後の対応について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」報告書の提言を踏まえた今後の対応について</p> <p>平成24年9月に設置された「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会」について、事務局より、平成25年6月18日に当該分科会で取りまとめられた報告書の提言内容についての説明及び平成25年7月19日に開催された金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において当該提言内容の紹介を行った旨の報告がなされた。</p> <p>当該報告書の提言内容には、法令や取引所規則の改正が必要となる内容が含まれており、行政当局、取引所、発行会社、その他関係機関を含めた幅広い議論が必要となることから、特に、「届出前勧誘」に係る「包括的な発行登録制度」及び「国内募集におけるプレ・ヒアリングの解禁」等のテーマについては、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」をはじめとする各所での議論の経過を見ながら、必要に応じて本ワーキング・グループで検討を行うこととする旨の説明がなされた。</p> <p>【意見交換】</p> <p>○ 報告書の提言内容について、行政当局や取引所等から何か反応はあったか。 →現時点では特段の意見を受けておらず、そういった意味では報告書の公表時点から状況は変わっていないと言えるが、報告書を取りまとめた部署からは取引所や経団連に対して提言内容の説明を行っていると聞いており、今後についても、当該部署と連携しながら進めていくことになるであろう。</p> <p>2. その他</p> <p>先般、金融庁より公表された空売り規制の総合的な見直しに係る「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」において、PTSにおける空売りについても、いわゆる日本版レギュレーションMが適用されることとなった。</p> <p>日本版レギュレーションMに関して、現在は事務局が作成した通知文案を参考に、規制の内容を目論見書に記載することで、証券会社が顧客への通知義務を果たす実務となっているが、空売り規制の見直しに合わせ、当該通知文案にPTSにおける空売りに当たる文言を追加し、改訂の通知を出すことについて、事務局より説明がなされた。</p> <p>【意見交換】</p> <p>○ どの取引から改正後の空売り規制が適用されるのか明らかにしてほしい。 →最終的な政府令の改正案が公表されていないので断言はできないが、日本版レギュレーションMを導入した際の引受規則の改正では、施行日以後に発行決議が行われる募集又は売出しが対象となっていたため、その点を参考にしながら、今回の適用時期を考えていくことになるだろう。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）